

「『認定特定電子計算機を使用した申請等に係る届出書等の様式の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」の概要

1 改正の概要

令和5年度税制改正により、令和6年以降のNISAにおいて、一生涯にわたる非課税保有限度額が設定され、当該非課税保有限度額を算出するため、金融商品取引業者等は税務署長に対して認定クラウドを通じて基準額提供事項（投資簿価残高等）の提供をすることとされた。

2 改正点

- (1) 電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書【NISA用】の新設クラウド事業者がクラウドの認定を受けるための申請書を新設する。
- (2) 認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書の新設
金融商品取引業者等が認定クラウドを通じて基準額提供事項（投資簿価残高等）の提供を開始するための届出書を新設する。
- (3) 既存申請書等（法定調書用）に係る所要の改正【課税総括課からの合議】条項ズレ等に係る修正等を行う。
- (4) 電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書の様式名を変更
(1)を新設したことにより、既存の様式名を電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書【法定調書用】に変更する。

3 この法令解釈通達は、令和5年7月8日から適用する。